

「東京招福星」スター不動産投資ローン（日本非居住者向け）
ご利用のお客さまへ（お知らせ）

2021年10月1日

いつも東京スター銀行をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、弊行の「東京招福星」スター不動産投資ローンは、現在 LIBOR（※1）を基準金利としていますが、LIBOR 公表停止に関連し、かねてよりご案内のとおり、基準金利（※2）の「(調整)長期プライムレート（※4）」への変更につき、2021年10月1日付での移行を決定しましたことをご案内いたします。該当のお客さまには、次ページ以降の「ローン参照金利変更について（後継金利移行のお知らせ）」を下記の予定でお送りいたします。

ご不明点等は、お気軽に下記お電話にてお気軽にお問い合わせください。引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

対象のお客さま：「東京招福星」スター不動産投資ローン（日本非居住者向け）
をご契約のお客さま

送付書面：「ローン参照金利変更について（後継金利移行のお知らせ）」

※次ページ以降をご参照ください。

送付予定日：2021年10月下旬以降

<本件に関するお問い合わせ先>

■ お電話でのお問い合わせ先

東京スター銀行本店営業部 +81-3-3224-3838（受付時間：平日 9:00～17:00）

最終の金利移行についてお知らせします。
該当のお客さまには10月下旬以降に適用金利を記入の上、下記ご案内のお手紙をお送りいたします。

住所 _____

お名前 _____ 様

2021年10月●日
株式会社東京スター銀行

ローン参照金利変更について（後継金利移行のお知らせ）

謹啓 仲秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は弊行のローンをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、LIBOR（※1）公表停止に関連し、該当のお客さまには2020年9月30日付（事前のお知らせ）および2021年3月17日付（移行日延期のお知らせ）にてお伝えいたしました基準金利（※2）の「（調整）長期プライムレート（※4）」への移行につきまして、2021年10月1日付にて移行を完了しましたので、お客さまとのご契約（金銭消費貸借契約証書ローン規定第2条3項）（★2）に基づきご連絡申し上げます。

詳しくは後記をご参照ください。

ご不明点等ございましたら、後記本店営業部まで遠慮なくお問合せください。

引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（※1～※5）は別紙1「用語のご説明」をご参照ください。

（★2）は別紙2「お客さまとのご契約内容（抜粋）」をご参照ください。

謹白

記

1. 基準金利（参照金利）変更の概要（2021年10月1日現在）

お客さまご利用の「東京招福星」スター不動産投資ローン（日本非居住者向け）（以下、「東京招福星」といいます。）につきまして、以下の変更をいたしました。

- 基準金利を「LIBOR」から「長期プライムレート±調整幅（調整長プラ）」基準に変更いたしました。
（お客さまの適用金利は次ページをご参照ください。）
- 基準金利は今後も毎年4月1日、10月1日現在の調整長プラに基づき変動いたします。
- 本件に関しまして、お客さまからご提出いただく書面等はございません。ただし、繰り上げ返済をご希望の場合は、別途お手続きが必要になります。

2. 変更後の適用金利

お客さまにつきましては、下記のように移行いたしました。

変更後の適用金利【2021年10月1日現在：調整長プラへ移行】					【記載例】	
こちらの金利に移行しました。	お客さまの適用金利 ③+④		長期プライムレート ①	調整幅 ②	調整長期プライムレート ①+②=③	スプレッド ④
	[2.156%]	=	1.000%	△1.044%	△0.044%	[2.200%]

ご参考【2021年10月1日現在：LIBOR基準を継続した場合】					
お客さまの適用金利 ⑤+④		LIBOR ⑤			スプレッド ④
[2.156%]	=	△0.044%			[2.200%]

- ① 2021年9月10日現在の当行所定の長期プライムレート金利になります。
- ② 今回の移行に伴い調整した金利幅のことです。
- ③ ①+②の合計
- ④ お客さまと当初契約時に決めてありますスプレッド(※3)(★1)(上乗せ金利)です。本項目は変更いたしません。
- ⑤ 約定に基づいた、2021年9月29日(基準金利変更日の2営業日前)11:00時点の円LIBOR6ヵ月もの金利になります。

【Point 1】 並行移行を実現するため、マイナス(△)の調整幅(②)を設けて、適用金利が同水準になるように調整いたしました。

【Point 2】 今後は、長プラ金利(①)と調整幅(②)による調整を加えた額を調整長プラ(③)とします。

調整幅(②)は固定値としますので、実質的には長プラの金利変動と同じ幅で変動するようになります。

3. 調整幅の決定について

弊行は、「日本円金利指標に関する検討委員会(※5)」の進捗・動向を確認するとともに、市場動向、他行動向等も勘案し慎重に検討を重ねた結果、並行移行方針に決定いたしました。

調整長プラへ移行した今回の適用金利は、LIBOR継続と仮定したケースと比較して変動のない金利になっております。前記「LIBOR」の欄と「調整長期プライムレート」の欄が同じ金利になっていることをご確認ください。

4. 移行手続き

今回の「金利移行」により基準金利変更の手続きは終了になります。

なお、基準金利は2021年10月1日より調整長プラへ移行しておりますが、実際の返済額の変更は2022年1月26日のご返済からになりますので、予めご了承ください。

※毎月のご返済額につきまして

2021年12月下旬に「ご返済予定表」のはがきをご郵送いたします。ただし、年末にかかるため郵便事情により配送が遅れる可能性がございます。

5. お問い合わせ先

■電話でのお問い合わせ先はこちら

東京スター銀行本店営業部 電話番号：+81-3-3224-3838

(受付時間：平日 9:00～17:00)

繰り上げ返済のご案内

前記のとおり、今回の基準金利の変更にあたっては、変更前後の適用金利の水準が極力 LIBOR を基準金利とした場合と同水準に保たれるよう、適正な調整幅による調整を行いました。

しかしながら、LIBOR と長期プライムレートは異なる金利指標であり、将来の金利水準の変動によっては、お客さまの当初の返済計画と差が生じる可能性もございます。お客さまにおかれまして、この返済計画の差異に鑑み「東京招福星」を完済される場合は、以下の期間に限り繰上返済手数料を無料で承ります。

【繰上返済手数料無料の受付期間】

2021年7月1日（木）9：00 から 2022年3月31日（木）17：00 まで
（受付時間：平日9：00～17：00、土日祝日は休みです）

※2021年3月にお知らせしました移行日延期にともない、事前のお知らせでご案内した期間より受付期間終了日を3か月延長しております。なお、実際に基準金利が調整長プラへ変更されるのは2021年10月1日からとなります。

【ご留意事項】

- ・ 他行借換等で事前に抹消書類が必要になる場合は、完済予定日の15営業日前までにお申し出ください。
- ・ 自己資金による完済等で抹消書類は後日で構わない場合は、完済予定日の前営業日までにお申し出ください。
- ・ 一部繰上返済も承りますが、店頭の場合、一回あたり100万円以上の金額でお願いいたします。

【繰上返済お手続きの方法】

1. 前記お問合せ先へお電話ください。
2. 弊社担当者へ「LIBOR の件で完済したい」とお申し付けください。

完済と同時に抹消書類が必要になる場合は、担当者から受け渡し方法をご案内いたします。

以上

【用語のご説明】

※1 LIBOR（ライポー）

LIBORとは、“London Interbank Offered Rate”（ロンドン市場銀行間取引金利）のことで、ロンドン市場の銀行間で取引される貸出金利を一定の基準で集計したものです。短期金利市場の指標金利として日本を含めて世界的に広く認識され、取引に用いられています。「投資用マンションローン」においては、日本円6ヵ月ものの金利である「6ヵ月円LIBOR」を基準利率として使用しています。

※2 基準金利

変動金利でお借入の場合に、金利変動の基準(参照)としている金利のことを指します。

※3 スプレッド

金利の上乗せ幅のことをいいます。

※4 長期プライムレート

長期プライムレートとは、民間金融機関が企業や個人のお客さまに対して、期限1年以上の融資をする際に最低限度となる金利（最優遇金利）のことです。

弊行所定の長期プライムレートの利率は、お電話、FAXにてお問い合わせいただくことによりご確認いただけます。（電話番号：03-3224-8930 FAX 番号：03-3582-7121）

※5 日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行）

LIBORが2021年末をもって恒久的に公表停止される可能性が高まっていることから、LIBORの公表停止に備えた対応を中心に各種検討を進めている委員会です。詳しくは、下記サイトをご参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/index.htm/

【お客さまとのお借約内容（抜粋）】 金銭消費貸借契約証書

★1 【借入要項】（抜粋）

2. 利率（変動金利）

当初年 %

上記の当初利率は、当初の基準利率年[]%に年[]%（スプレッド）を加えたものであることを確認します。ただし、本ローン規定第2条（利率の変更）の規定にしたがい変更されます。

★2 【ローン規定】（抜粋）

第2条（利率の変更）

- (1) 融資期間中の利率は、各年4月1日および10月1日を基準日として、基準日の前月の最終営業日の前営業日におけるロンドン時間午前11時または午前11時に可及的に近い午前11時以降の時点におけるテレレート3750頁(円貨建資金貸借取引のLondon Interbank Offered Rateを表示するダウ・ジョーンズ・テレレート・サービスの3750頁をいう。テレレート3750頁が他の頁に承継された場合には、承継後の頁を指すものとする。以下、「日本円LIBOR」という。)のうち、6か月もののオファードレート（以下、「6ヵ月円LIBOR」という。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、利息計算期間の開始日前日の2営業日前の午前11時またはそれに先立つ直近の時点でロンドンインターバンク市場における6か月ものの円資金貸借取引のオファードレートとして銀行が合理的に決定する利率（年率で表わされる。）とする。）を基準利率(百分率形式の表示における小数点以下4桁目以下を切り捨てし、小数点以下3桁とする。)とし、基準利率に借入要項2利率欄記載のスプレッドを加算した利率（以下、「適用利率」という。）に変更されるものとします。

もし、6ヵ月円LIBORの取扱いが廃止された場合は、銀行は基準利率を、本契約にもとづく融資と同種の融資取引において一般に採用されているものに変更することができるものとし、変更後における前回適用利率との比較は、銀行が相当と認める方法によるものとします。また、同基準利率が廃止となったときも同様とします。

- (2) 変更後の適用利率は、4月1日を基準日とするものにあつてはその年の6月の返済日の翌日から、10月1日を基準日とするものにあつてはその年の12月の返済日の翌日から、それぞれ適用されるものとします。
- (3) 利率が変更された場合には、銀行は変更後の利率と元金返済金額における元利金の内訳を銀行所定の様式にて、速やかに借入人に対し通知するものとします。

以下は 2021 年 1 月 29 日に掲載した内容となります。

2021 年 1 月 29 日

お客さま各位

株式会社東京スター銀行

「東京招福星」スター不動産投資ローン（日本非居住者向け）の 基準金利の変更時期および調整幅について

寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は弊行の「東京招福星」スター不動産投資ローン（日本非居住者向け）をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、LIBOR 公表停止に関連し、該当のお客さまには 2020 年 10 月 12 日付にて「「東京招福星」スター不動産投資ローン（日本非居住者向け）の基準金利変更について（事前のお知らせ）」をお送りし、2021 年 4 月 1 日より基準金利を LIBOR から調整長期プライムレート（以下「長プラ」といいます）へ変更予定であることをお伝えさせていただきました。

しかしながら、弊行では行内外の関係者のご意見を参考にしつつ、慎重に変更時期および変更時の調整幅について検討を進めてまいりましたが、下記の理由にありますように、今しばらく検討を重ねていくべきと判断し、変更予定時期を 2021 年 10 月 1 日に延期させていただきます。

該当のお客さまには、本年 4 月に「変更時期延期のお知らせ」を、本年 10 月以降に調整幅も含めた「金利決定のお知らせ」を改めて送付する予定です。

また、変更時の調整幅を決定次第、弊行ホームページにも公表させていただきます。引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 「調整長期プライムレート」への変更

LIBOR を基準金利とした「東京招福星」スター不動産投資ローン（日本非居住者向け）につきましては、すでに個別にご案内のとおり「長プラ」へ変更いたします。

2. 変更時期

「長プラ」への変更時期を下記のとおり延期させていただきます。

当初の変更予定日　：2021年4月1日

延期後の変更予定日：2021年10月1日

〈理由〉

- ・ 基準金利を長プラへ変更する時期は、LIBOR が 2021 年末よりも前に公表停止に至る可能性を考慮して当初 2021 年 4 月 1 日を予定していましたが、現状では 2021 年末まで LIBOR の公表が継続される見込みであること、また、日本円金利指標に関する検討委員会の審議状況や、市場の金利情勢の変化等を引き続き慎重に見極めながら適切な方法による変更を図るため、2021 年 10 月 1 日へ変更予定時期を延期させていただきます。

2021 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までは、従来同様に LIBOR を基準金利といたしますので、あらかじめ承知おきください。

【本件に関するお問い合わせ先】

■電話でのお問い合わせ先はこちら

専用デスク　　+81-3-3224-3838（平日・日本時間：9:00～17:00）

以上

以下は 2020 年 10 月 1 日に掲載した内容となります。

「東京招福星」スター不動産投資ローン（日本非居住者向け）を

ご契約の皆さまへ（お知らせ）

2020 年 10 月 1 日

平素より、東京スター銀行をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、お客さまにご利用いただいております弊行の「東京招福星」は、現在 LIBOR を基準金利としていますが、今後 2021 年 12 月末をもって LIBOR 金利の公表が恒久的に停止される可能性が高まっているため、対象のお客さまへ基準金利の変更に向け、「事前のお知らせ」をお送りします。

送付書面につきましては次のページをご覧ください。

ご不明点等は、お気軽に下記電話番号へお問合せください。

記

お問い合わせ先

- 電話でのお問い合わせ先はこちら

専用デスク **+81-3-3224-3838**（平日・日本時間：9:00～17:00）

対象のお客さま：2020 年 3 月 31 日までに「東京招福星」をご契約のお客さま

送付書面：「東京招福星」のお客さま向けのお知らせ（次ページ参照）

送付日：2020 年 10 月中旬～下旬を予定

今後も「調整幅の考え方」や「適用金利の決定のお知らせ」等、適宜本ページにてご案内してまいります。

引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

<東京招福星のお客さま向けのお知らせ>

様

2020年10月●日
株式会社東京スター銀行

「東京招福星」スター不動産投資ローン（日本非居住者向け）の基準金利変更について
（事前のお知らせ）

謹啓 仲秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は弊行の「東京招福星」スター不動産投資ローン（日本非居住者向け）（以下、「東京招福星」といいます。）をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、お客さまにご利用いただいております弊社ローン商品につきましては、現在、「LIBOR（※1）」を基準金利（※2）とし、スプレッド（※3）を上乗せした金利でご融資しておりますが（★1）、この「LIBOR」の公表が2021年12月末以降恒久的に停止される可能性が高まっております。

つきましては、お取引の安定性を維持するため、お客さまとのお契約（金銭消費貸借契約証書ローン規定第2条1項）（★2）にもとづき、来年度（2021年4月）より基準金利を弊社所定の長期プライムレート（※4）に調整幅を加減した「調整長期プライムレート」に変更させていただく予定ですので、事前にご連絡申し上げます。

詳しくは後記および別紙1、別紙2をご参照ください。

変更後は改めてお客さまの適用金利をご通知申し上げます。また、この変更に関しまして、お客さまからご提出いただく書面等はございません。

ご不明点等は、弊社専用デスクまでお気軽にお問い合わせください。

引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

（※1～※5）は別紙1「用語のご説明」をご参照ください。

（★1～★2）は別紙2「お客さまとのお契約内容（抜粋）」をご参照ください。

記

1. 基準金利変更の背景

2017年7月の英国FCA(金融行為監督機構)長官の声明を契機に、2021年末以降LIBORの公表が恒久的に停止される可能性が高まっております。LIBOR金利の公表が停止された場合、お客さまがご利用中の「東京招福星」も含めて、基準金利を定めることが困難となります。

このため、現在世界中の金融機関で、LIBORの後継となる基準金利の検討が進んでおります。

弊行におきましても、慎重に検討を重ねた結果、今般、お客さまへのお知らせをお送りするに至った次第でございます。

2. 基準金利変更の概要(現在の予定)

お客さまのご利用の「東京招福星」につきまして、以下の変更を行う予定です。

- 基準金利を「LIBOR」から「調整長期プライムレート」(長期プライムレート±調整幅)基準に変更いたします。
- 基準金利の移行は、2021年4月1日を予定しております。
- 基準金利変更前後のお客さまの適用金利の算出方法は、以下の通りとなります。

【変更前(現在)】

お客さまの適用金利
= 「LIBOR」 + 「スプレッド」

【変更後】

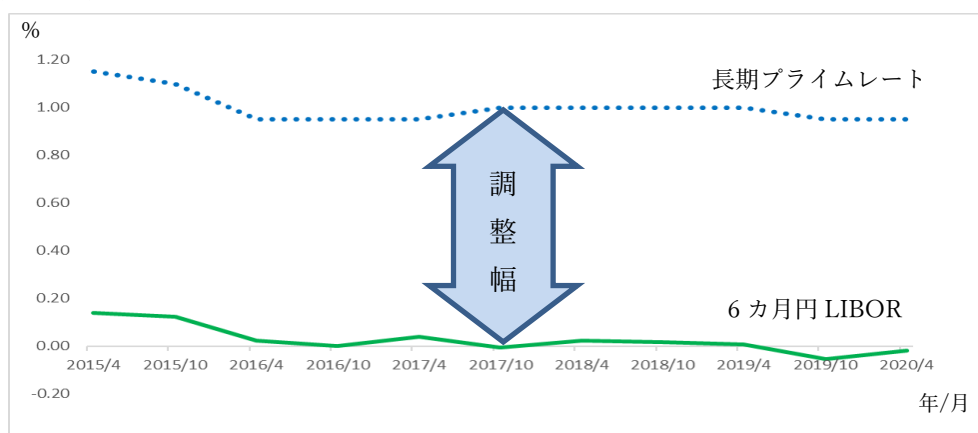
お客さまの適用金利
= 「調整長期プライムレート(長期プライムレート±調整幅)」 + 「スプレッド」

- 本件につきまして、お客さまからご提出いただく書面等はございません。

(ご説明)

- 「調整長期プライムレート」とは、弊行所定の長期プライムレートに、「調整幅」を加減したものです。「調整幅」とは、LIBOR と長期プライムレートとは異なる金利指標であるため、基準金利の変更によっても適用金利の水準が極力同水準に保たれるよう、適正な調整幅として金利算出上加減される数値です（下図ご参照ください）。
- 「調整幅」の算出方法については、「日本円金利指標に関する検討委員会」（事務局：日本銀行）（※5）において検討が行われています。弊行は、この委員会の検討内容を踏まえて調整幅の算出方法を定め、お客さまがご利用中の「東京招福星」についても、適切に算出された調整幅を適用する予定です。
「調整幅」につきましては、2021年1月以降弊行ホームページへ概要を掲載いたします。
- 「調整幅」は、基準金利の変更時点で適用された数値が、それ以降も引き続き適用されます。その結果、基準金利変更以降の金利水準は、長期プライムレートの変動幅に応じて適用金利が変動いたします。
- 長期プライムレートを後継金利に採用した理由：「東京招福星」では、①お客さまのご契約内容において、LIBOR 廃止の際は基準金利を「本契約にもとづく融資と同種の融資取引において一般に採用されているもの」に変更することができると約定されているところ（★2）、弊行における同種の融資取引（投資用マンションローン）でも長期プライムレートを採用しております。②長期間のご融資になるため、長期貸出に適合し日本では一般に広く利用されている長期プライムレートが適切であると判断したこと等によります。
- 決定後の調整幅の数値や、お客さまごとのお借入金利は、2021年4月以降に改めて弊行より書面にてご連絡申し上げます。

(ご参考) LIBOR と長期プライムレートの過去5年間の金利推移と調整幅のイメージ

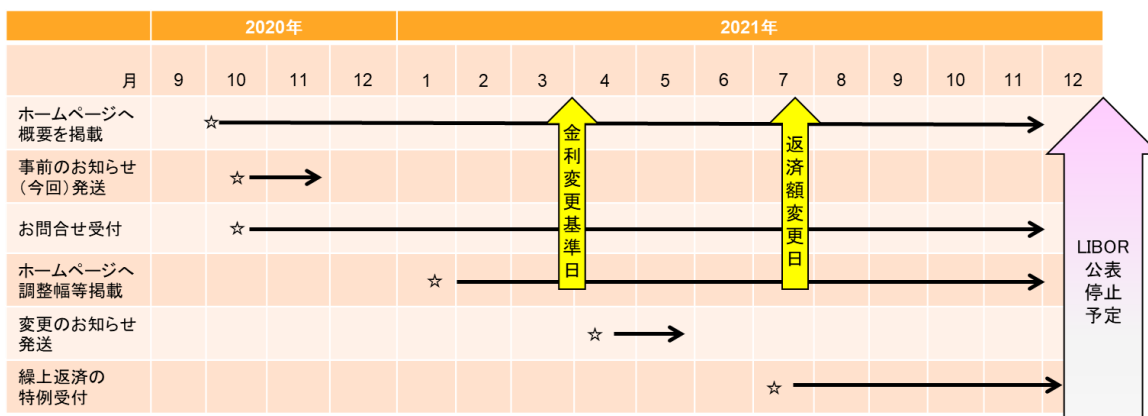


☆上記は、2015/4/1~2020/4/1まで5年間の4/1・10/1（金利変更基準日）時点の金利推移（出所）LIBOR：ブルームバーグ、長プラ：日本銀行ホームページ より

3. 移行スケジュール

次回の金利変更基準日（2021年4月1日）から調整長期プライムレート基準の金利へ移行させていただく予定です。

この場合、実際の返済額の変更は2021年7月26日のご返済金額（☆）から変更になります（☆2021年6月27日のお利息計算から調整長期プライムレート基準で計算いたします）。なお、ご返済金額につきましては、お取引明細書にてご確認ください。



☆弊社ホームページでは、上記以外の情報も適宜更新してまいります。

4. 繰上返済のご案内

上記のとおり、今回の基準金利の変更にあたっては、変更前後の適用金利の水準が極力LIBORを基準金利とした場合と同水準に保たれるよう、適正な調整幅による調整を行うこととしております。

しかしながら、LIBORと長期プライムレートは異なる金利指標であり、将来の金利水準の変動によっては、お客さまの当初の返済計画と差が生じる可能性もございます。

お客さまにおかれまして、この機会に「東京招福星」を完済される場合は、以下の期間に限り繰上返済手数料を無料で承る予定です。詳細は、2021年4月以降に弊社よりお送りする書面にてお知らせいたします。

【繰上返済手数料無料の受付期間（予定）】

2021年7月1日（木）から2021年12月30日（木）まで

5. お問い合わせ先

- 電話でのお問い合わせ先はこちら

専用デスク

電話番号：+81-3-3224-3838（平日・日本時間9：00～17：00）

以上

【用語のご説明】

※1 LIBOR（ライボー）

LIBOR とは、“London Interbank Offered Rate”（ロンドン市場銀行間取引金利）のことで、ロンドン市場の銀行間で取引される貸出金利を一定の基準で集計したものです。短期金利市場の指標金利として日本を含めて世界的に広く認識され、取引に用いられています。「東京招福星」においては、日本円 6 ヶ月ものの金利である「6 ヶ月円 LIBOR」を基準利率として使用しています。

※2 基準金利

変動金利でお借入の場合に、金利変動の基準(参照)としている金利のことを指します。

※3 スプレッド

金利の上乗せ幅のことをいいます。

※4 長期プライムレート

長期プライムレートとは、民間金融機関が企業や個人に対して期限 1 年以上の融資をする際に最低限度となる金利（最優遇金利）のことで、日本において一般に広く利用されている指標となる金利です。

弊行所定の長期プライムレートの利率は、お電話にてお問い合わせいただくことによりご確認いただけます。（電話番号：+81-3-3224-3838 ）

※5 日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行）

LIBOR が 2021 年末をもって恒久的に公表停止される可能性が高まっていることから、LIBOR の公表停止に備えた対応を中心に各種検討を進めている委員会です。詳しくは、下記サイトをご参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/index.htm/

【お客さまとのお契約内容（抜粋）】

金銭消費貸借契約証書

★1【借入要項】（抜粋）

2.利率（変動金利）

当初年 %

上記の当初利率は、当初の基準利率年[]%に年[]%（スプレッド）を加えたものであることを確認します。ただし、ローン規定第 2 条（利率の変更）の規定にしたがい変更されません。

★2【ローン規定】（抜粋）

第 2 条 （利率の変更）

- (4) 融資期間中の利率は、各年 4 月 1 日および 10 月 1 日を基準日として、基準日の前月の最終営業日の前営業日におけるロンドン時間午前 11 時または午前 11 時に可及的に近い午前 11 時以降の時点におけるテレレート 3750 頁(円貨建資金貸借取引の London Interbank Offered Rate を表示するダウ・ジョーンズ・テレレート・サービスの 3750 頁をいう。テレレート 3750 頁が他の頁に承継された場合には、承継後の頁を指すものとする。)のうち、6 か月ものオフアードレート（以下、「6 ヶ月円 LIBOR」という。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、利息計算期間の開始日前日の 2 営業日前の午前 11 時またはそれに先立つ直近の時点でロンドンインターバンク市場における 6 か月もの円資金貸借取引のオフアードレートとして銀行が合理的に決定する利率（年率で表わされる。）とする。）を基準利率(百分率形式の表示における小数点以下 4 桁目以下を切り捨てし、小数点以下 3 桁とする。)とし、基準利率に借入要項第 2 項（利率（変動金利）に記載のスプレッドを加算した利率（以下、「適用利率」という。）に変更されるものとします。

もし、6 ヶ月円 LIBOR の取扱いが廃止された場合、または金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、基準利率を本契約にもとづく融資と同種の融資取引において一般に採用されているものに変更することができるものとし、変更後における前回適用利率との比較は、銀行が相当と認める方法によるものとします。また、同基準利率が廃止となったときも同様とします。

- (5) 変更後の適用利率は、4 月 1 日を基準日とするものにあつてはその年の 7 月から 12 月の各返済日に支払われる利息について、10 月 1 日を基準日とするものにあつてはその翌年の 1 月から 6 月の各返済日に支払われる利息について、借入要項第 10 項第 1 号の規定に従い、それぞれ適用されるものとします。
- (6) 利率が変更された場合には、銀行は変更後の利率と元金返済金額における元金の内訳を銀行所定の様式にて、速やかに借主に対し通知するものとします。